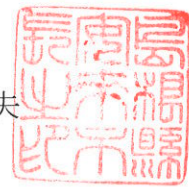


安来市告示第77号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

安来市長 田中武夫



1 名称及び主たる事務所の所在地

楽天ペイメント株式会社  
東京都港区港南二丁目16-5 NBF品川タワー

2 委託した公金事務の内容

上下水道料金の収納

3 指定をした日

令和8年4月1日

4 委託をした日

令和8年4月1日